

## 1 広告原稿の作成

### (1) 規格(大きさ)

- ・1 枠分(横8.5cm、縦6cm)
- ・2 枠分(横17.4cm、縦6cm)または(横8.5cm、縦12.5cm)
- ・4 枠分(横17.4cm、縦12.5cm)

### (2) 使用するソフト(Windows でフォーマットしたもの)

Adobe Illustrator を使用する場合

- ・バージョン 5.5 以上で作成のこと。
- ・CMYKモードで作成のこと。
- ・広告原稿データにはアウトラインをかけて ESP 形式で保存すること。トンボや欄外等の広告データ以外の不要なオブジェクトは外しておくこと。

Adobe Photoshop を使用する場合

- ・バージョン 4.0 以上で作成のこと。
- ・CMYKモードで作成のこと。
- ・広告原稿データは、使用サイズの 100% で解像度 300dpi にすること。  
レイヤーがある場合は統合して ESP 形式で保存すること。
- ・入稿には配置されたすべてのデータが必要となります。

Microsoft Word を使用する場合

- ・バージョン Word2000 以上で作成のこと。
- ・特殊文字(囲い文字、影付き、中抜き、アニメーション等)及び外字は使用しないこと。
- ・PDF ファイルに変換し、解像度は使用サイズの 100% で 300dpi にすること。

### (3) 著作権

広告原稿データにイラスト、写真、ロゴなどを使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、手続きすること。

## 2 データの提出

いずれのソフトを使用して広告原稿を作成する場合でも、出力原稿とデータを合わせて提出すること。Microsoft Word で作成した場合は、Word のデータ、PDF ファイルのデータを合わせて提出すること。

## 3 データの修正

原稿提出後のデータの修正は当市では行いません。申込者においてデータを修正後、再提出してください。